

4宗監第262号
令和5年3月27日

宗像市長 伊豆美沙子様
宗像市議会議長 神谷建一様

宗像市監査委員 佐藤光俊
宗像市監査委員 伊達正信

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定による財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果について報告する。

令和4年度

財政援助団体等監査報告書

【 自由ヶ丘地区コミュニティ運営協議会 】

宗像市監査委員

第1 監査の概要

1 監査の対象団体及び所管部署

対象団体	所管部署
自由ヶ丘地区コミュニティ運営協議会	市民協働環境部コミュニティ協働推進課

2 監査の範囲

- (1) 対象年度 令和3年度
- (2) 対象内容 公の施設の管理及びまちづくり交付金に係る出納その他の事務の執行
- (3) 指定管理料及び交付金額

対象内容	金額
コミュニティ・センター自由ヶ丘会館の 指定管理料	11,838,679円
まちづくり交付金	16,874,000円

3 監査の着眼点

【所管部局関係】

(1) 公の施設の指定管理者監査

- ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法令、条例等に根拠をおいているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- カ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- キ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ク 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

(2) 財政援助団体監査

- ア 補助金及びその他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の交付目的及び補助金等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等に関する条件の内容は明確か。

- エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

【団体関係】

(1) 公の施設の指定管理者監査

- ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用料金制を採用し、指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- エ 利用促進のための努力はなされているか。
- オ 公の施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の記帳は適正になされているか。また、領収書類の保存は適切になされているか。
- キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

(2) 財政援助団体監査

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出、補助金等の請求及び受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分に効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の保存は適切か。
- オ 補助金等に係る会計経理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- ケ 会則、規則、規程等は整備されているか。

4 監査の実施

(1) 令和4年10月26日

市長及び団体へ監査を実施する旨の通知及び監査項目に対応する書類の提出を依頼

(2) 令和4年11月9日～令和4年12月15日

提出された書類の審査

- (3) 令和4年11月22日
所管部署の意見聴取
- (4) 令和4年12月16日
団体の実地監査
- (5) 令和5年1月17日
所管部署への講評

第2 監査の結果等

1 自由ヶ丘地区コミュニティ運営協議会の概要

【 団体の概要 】

所在地	宗像市自由ヶ丘3丁目12-11
設立年	平成12年
代表者	会長 高見 邦雄

【 設立の沿革 】

平成7年、現在のコミュニティ運営協議会の前身にあたる町内会連合会「みらい21協議会」を立上げ、宗像市の中でいち早く協議会組織活動に取り組む。

平成12年にはコミュニティ運営協議会が発足。平成16年には「まちづくり計画書」を策定し、地域活動を積極的に推進している。

【 設立目的 】

自由ヶ丘地区コミュニティ運営協議会は、自由ヶ丘地区をコミュニティ領域とし、その活動拠点であるコミュニティ・センター自由ヶ丘会館を中心として、自由ヶ丘地区住民の総意に基づき連携協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図るとともに、市と行政サービスの協働を行い、地域住民へ提供を行うことで地域分権を推進すること。

【 令和3年度事業内容 】

- (1) 部会統廃合の検討
- (2) 区長会の位置づけの検討
- (3) 部会の事業の見直し、部会間事業の調整
- (4) 福祉委員の小地域化の推進
- (5) 住民負担金の見直し

【 公の施設の管理内容 】

- (1) コミュニティ・センター自由ヶ丘会館
・指定期間 平成30年4月1日～令和4年3月31日

- ・管 理 料 4年間で44,292,000円を上限
令和3年度 11,838,679円

【 補助金の概要 】

- ・事 業 名 宗像市まちづくり交付金事業
- ・目 的 市民が主役のまちづくり、地区の創意工夫を活かしたまちづくりを推進するとともに、市政の円滑な運営を図ることを目的とする。
- ・対 象 内 容 地区の市民の福祉の増進及びまちづくりの推進並びに市政の円滑な運営に寄与するコミュニティ活動（①子育て支援 ②青少年育成 ③健康づくり ④高齢者の生きがいづくり ⑤環境の美化及び整備 ⑥ごみの減量及びリサイクル推進 ⑦防犯及び防災 ⑧生涯学習）
- ・交付開始年度 平成17年度
- ・交 付 実 績

令和元年度	16,355,000円
令和2年度	16,260,000円
令和3年度	16,874,000円

2 監査の結果

提出された書類に基づいて監査を実施した結果、自由ヶ丘地区コミュニティ運営協議会の指定管理及びまちづくり交付金に関する事務事業の執行は、法令、条例に基づき、おおむね適正に行われている。しかしながら、その一部について、次のとおり改善を要する事項が認められるので、適正な事務処理を心がけられたい。

また、所管部署である市民協働環境部コミュニティ協働推進課は、指定管理者に対する指導及び助言を適切に行いながら改善措置を講じられたい。

【市民協働環境部コミュニティ協働推進課】

(1) 指定管理業務委託契約について

基本協定書内の業務仕様書に定めているアンケート調査の報告事蹟が提出書類中に見受けられない。委託契約の履行について適正に指導されたい。

【自由ヶ丘地区コミュニティ運営協議会】

(1) 指定管理業務委託契約について

基本協定書内の業務仕様書に定めているアンケート調査の報告事蹟が提出書類中に見受けられない。委託契約については仕様書どおり適正に実施されたい。